

審 査 基 準

平成 19 年 12 月 7 日作成

法 令 名：遺失物法施行令
根 拠 条 項：第 5 条第 5 号
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定
原権者（委任先）：埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法第17条（特例施設占有者） 遺失物法施行令第 5 条第 5 号（特例施設占有者の要件） 遺失物法施行規則第28条第 1 項（申請） 遺失物法施行規則第28条第 2 項（申請書の提出） 遺失物法施行規則第28条第 3 項（申請書の添付書類）
審 査 基 準： 別紙 1 のとおり
標 準 処 理 期 間：40日以内とする。
申 請 先：埼玉県公安委員会
問 い 合 わ せ 先：埼玉県警察本部総務部財務局会計課
備 考：

別紙 1

遺失物法に基づく特例施設占有者の指定の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、施設占有者が行った特例施設占有者の指定の申請に対し、埼玉県公安委員会が指定を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数)

第2条 遺失物法施行令第5条第5号イにおいて「準じて多数に上ると認められる者」とは、過去1年間において、1か月の平均拾得物件取扱い件数が概ね80件を超える者とする。

(保管するために必要な施設及び人員)

第3条 遺失物法施行令第5条第5号ハにおいて「適切に保管するために必要な施設及び人員」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 必要な施設

拾得物件の滅失、きそん、盗難等を防止する観点から、拾得物件以外の物件を混在して保管してはならず、また、常時拾得物件を3か月保管できる施設とし、その基準は次のとおりとする。

ア 事務室内で拾得物件を保管する場合は、床面積3.3㎡以上を有し堅固で施錠可能な保管設備を設置すること。また、事務所全体の施錠ができること。

イ 保管専用倉庫の場合は、床面積3.3㎡以上を有し常に施錠できるものとする。

ウ 拾得物件のうち、物品と現金、貴重品等は別々に保管し、かつ、現金の保管にあつては専用の金庫に保管すること。

(2) 必要な人員

拾得物件を適切に保管するために必要な人員の基準は次のとおりとする。

ア 拾得物件の保管に係る責任者 1名以上

イ 専従又は兼務の担当者 1名以上

なお、拾得物件取扱い件数が1か月間で常に800件を超えることとなった場合は、800件を超えるごとに、床面積は3.3㎡以上を増設し、人員は専従又は兼務の担当者を1名以上増員すること。

附 則

この基準は、平成19年12月10日から実施する。